（別添 2）

特定高速電子計算機施設に係る利用促進業務実施機関審査基準

1. 利用者選定業務

（1）選定委員会の構成及び選定委員会の運営について

・選定委員会の委員の選任について、HPCI コンソーシアム等の利用者の意見を尊重しながら、委員にふさわしい人選を行うとともにバランスのとれた委員構成を企画する能力を有しているか。

・選定委員会の委員を選任する際、委員の職業、専門分野等に著しい偏りが生じないように配慮することとしているか。

・選定委員会の運営の開催頻度、開催時期及び審議事項についての計画案は適切か。

（2）利用者選定業務の公正の確保に関する計画に係る事項

・利用者選定業務を行う部署は専任の管理者が置かれ、公正・透明性が確保された適切な事務体制となっているか。

・利用者選定業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持方法は適切か。

・選定委員会委員及び事務局職員について、応募者との共同研究関係、指導関係、所属機関その他の利害関係を適切に管理する利益相反管理体制を整備しているか。

（3）共用施設を利用して研究を行う者の募集及び選定方法について

（共用施設を利用して研究を行う者の選定を行う能力について）

・HPCI コンソーシアム等のコミュニティの意見、スーパーコンピュータ「富岳」利活用促進の基本方針（令和２年７月文部科学省決定）（以下、「利活用促進の基本方針」という。）等を尊重しながら、適切な利用者選定を行う能力を有しているか。

（共用施設を利用して研究を行う者の募集及び選定に係る事項）

・利用者選定の対象となる課題の審査・選定を行う課題審査委員会を設置する計画案となっているか。

・HPCI コンソーシアム等のコミュニティの意見、利活用促進の基本方針等を尊重して、課題審査委員会の委員の選任や課題審査の方法及び基準、募集・課題選定に係るスケジュール等を企画する能力を有しているか。特に、審査期間の短縮や利用手続きの簡素化等、利用者本位の考え方を基本とした利便性の向上が図られる見通しがあるか。

・利用者選定業務を行う部署は、応募課題を処理できる事務体制を有する計画案となっているか。

・利用者の募集に際し、申請方法、選定基準その他必要な事項について、あらかじめ刊行物への掲載、インターネットの利用その他の適切な手段を通じて広く周知を図り、適切な手法により公表する計画案となっているか。

・利用者の選定の結果を適切な手法により公表する計画案となっているか。

・HPCI コンソーシアム等のコミュニティの意見、利活用促進の基本方針、特定高速電子計

算機施設の共用の促進に関する基本的な方針（平成 23 年文部科学省告示第 120 号。以下、「基本方針」という。）、選定委員会からの意見を踏まえ、適切な選定基準を定める能力を有しているか。
・施設設置者である理化学研究所の行う特定高速電子計算機施設の運用や高度化研究から得られる知見・技術を課題選定に生かす能力を有しているか。

（共用施設の利用時間の設定に係る事項）
・採択課題の利用時間配分について、HPCI コンソーシアム等のコミュニティの意見、利活用促進の基本方針等を踏まえつつ、設置者の運転計画や利用者ニーズを踏まえ適切かつ柔軟性を持って設定する能力があるか。
・「特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律」第十二条に基づく登録機関の利用時間の設定について、計画案において適切な内容となっているか。

2. 利用支援業務

（1）研究実施相談者の配置に関する計画に係る事項
・利用支援業務を行うに当たっては、施設利用研究を行う者の研究等の特性等に配慮して、質・量ともに十分な支援体制となっているか。
・利用者本位の考え方を基本とし、利用者の意見に十分配慮した対応ができる体制となっているか。

（2）利用支援業務の実施に関する事項
・利用支援業務の一元的な窓口業務を担い、利用環境や情報セキュリティ等といった各種の情報提供及び利用相談、アプリケーションの調整・高度化の支援、課題についての技術相談、講習会の実施その他利用支援に必要な業務を、施設設置者と緊密に連携して適切に行う計画案となっており、その能力を有しているか。
・必要に応じて施設設置者に意見を求めながら、施設利用研究に係る相談への対応や研究内容に応じた情報の提供等を適切に行う計画案となっているか。
・支援ツールの開発やドキュメントの整備などを通じて効率的に利用支援業務を実施する計画案となっているか。また、施設設置者が整備・提供する新たな利用環境・利用方法について、その実施や普及を支援し、利用者への周知、利用手続の整備等を遅滞なく行うこととしているか。
・施設利用の実績が比較的少ない分野の研究者を含め、多様な分野の研究者が円滑に利用できるような適切な支援に関する計画案となっており、その能力を有しているか。
・人工知能（AI）・データ科学等のニーズにも対応できるような適切な支援に関する計画案となっており、その能力を有しているか。

（3）利用支援業務を担当する者の資質の向上のための措置その他利用支援業務の充実のための措置の計画に係る事項
・利用支援業務を担当する者の資質向上のための措置その他利用支援業務の充実のための措置は適切か。

（4）施設における情報通信ネットワークシステムの運営に関する事項

・ネットワーク管理者を設け、施設設置者である理化学研究所と連携し、情報通信ネットワークシステムを運営する能力があるか。

(5) 施設における情報処理の安全性及び信頼性の確保に関する計画に係る事項

・情報処理安全管理者を設け、施設設置者である理化学研究所と連携し、情報処理の安全性及び信頼性を確保する能力があるか。

3. その他共通事項

(1) 利用促進業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持に関する計画に係る事項

・利用促進業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持方法は適切か。

(2) 利用促進業務の円滑な実施のための施設設置者等との連携に関する計画に係る事項

・施設設置者である理化学研究所との連携は適切か。基本方針において求められている理化学研究所及び HPCI コンソーシアムとの三位一体の連携が実現できる体制となっているか。

(3) 積極的な成果の公表及び普及・啓発活動の計画に係る事項

・施設利用研究の成果の公表を促進する方策は適切か。特に、対外的な広報に知見を有する外部機関（民間企業含む）の援助を得て、新たなメディア（SNS 等）の有効活用を含めた質の高い普及・啓発活動が予定されているか。

・国際的な成果の発信及び普及・啓発活動が予定されているか。

・利用者相互の情報交換が適切になされるよう配慮されているか。

・人工知能（AI）、データ駆動型研究、データサイエンス、その他の新たな分野や、産業界等の利用者拡大に向けた取組が充実しているか。

(4) 国際交流の推進に関する計画に係る事項

・基本方針に定める国際交流に適切に取り組むこととなっているか。

(5) その他利用促進業務の実施に関し必要な措置に関する計画に係る事項

・施設利用に関する諸手続きについて、利用者に対する窓口の一元化、簡素化に努めているか。

・幅広い分野における利用者のニーズの把握に努め、それを踏まえた利用促進業務を行っているか。

・HPCI の整備・運用に積極的に関与するとともに、HPCI コンソーシアム構成機関や地元自治体等との適切な連携体制を構築することとなっているか。

・利用促進業務に係る経費について適切な見積りとなっているか。業務の効率的な実施が見込まれるか。

・利用者等からみて、利用促進業務の透明性が確保されているか。

以上